

大切な保険料

納めて安心みんなの健康



保険料はどのように決めるのですか？



その年に予測される医療費から、国の補助金、被保険者が医療機関の窓口で支払う一部負担金を除いた分が保険料になります。

医療費推計額 - 国の補助金など - 被保険者の一部負担金 = 保険料

1年間の保険料

- 平等割 - 一世帯当たり 23,700円
- 均等割 - 被保険者一人当たり 20,100円
- 所得割 - 基準所得(総所得-基礎控除) × 8.4%
- 資産割 - 固定資産税額(家屋軽減のある場合、軽減後) × 7%

保険料は被保険者になった月から！

保険料は被保険者となった月から納めます。被保険者となった月とは、向日市に被保険者の届出をしたときでなく他の市町村から転入した日、あるいは職場の健康保険をやめた日の翌日から、加入の資格が発生したときです。

このような要件が生じたときは、14日以内に国保加入の手続きをすませて下さい。届出が遅れると、被保険者となった月までさかのぼって保険料を納めなくてはならなくなります。

国保で受けられる給付

国民健康保険に加入している人は次のような給付が受けられます。

	こんなとき	その条件	受けられる給付
療養と給付	けがをしたとき 病気になったとき 歯の治療	国保を取り扱っている病院、診療所へ保険証を提示	治癒するまで診療が受けられます。かかった費用の3割は一部負担金としてお医者さんに支払います。残り7割を国保が負担します。
療養費の支給	たとえば旅行中の急病など、やむを得ない事情で保険証を提出しないで医師にかかったとき。	真にやむを得ない事情か否かを国保で審査のうえ	かかった費用について国保が審査決定した額の7割があとで払いもどされます。退職被保険者本人の場合は、決定した額の8割、その被扶養者は7割(入院8割)が払いもどされます。
	基準看護でない病院へ入院して付き添い看護婦をやったとき。	事前に(やむを得ないときは事後でも)国保の承認が必要	
	柔道整復師の施術、あんま、はり、灸の施術を受けたとき。	あんま、はり、灸は医師の同意が必要	
	コルセットを作ったとき、生血を輸血したとき。	保険医の証明が必要	
高額療養費	重病人を自動車入院、転院させたようなとき。	事前に(やむを得ないときは事後でも)国保の承認が必要	一定額以上は国保が負担します。
	一定額以上の医療費を自己負担して支払ったとき。	詳細については具体例をもって保険年金課までお問い合わせ下さい。	
その他	子どもが生まれたとき。		助産費が支給されます。
	被保険者が亡くなったとき。		葬祭費が支給されます。

こんなときは必ず窓口へ届けましょう

こんなとき	手続きに必要なもの	いつまでに
加入している医療保険が変わったとき	印かん、(健康手帳)、新しい保険証	すみやかに
生活保護を受けるようになったとき	印かん、保険証、保護開始決定通知書、(健康手帳)	すみやかに
生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書、(健康手帳)	すみやかに
死亡したとき	印かん、保険証、(死亡した人の健康手帳)	14日以内に
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	印かん、使えなくなった保険証など身分を証明するもの	14日以内に
職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険をやめた証明書	14日以内に
職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	印かん、被扶養者ではない証明書	14日以内に
退職者医療制度の対象となったとき	印かん、保険証、年金証書	14日以内に
70歳になったとき	印かん、保険証	14日以内に
一定の障害のある人が65歳になったとき(65歳を過ぎて、一定の障害のある状態になったとき)	印かん、保険証、年金証書、身体障害者手帳または医師の診断書	すみやかに
他の市区町村へ転出するとき	印かん、保険証、(健康手帳)	転出する前に
他の市区町村から転入してきたとき	印かん、他の市区町村の転出証明書	転出後14日以内に
同じ市区町村内で住所や氏名が変わったり、世帯が分かれたり、いっしょになったとき	印かん、保険証、(健康手帳)	14日以内に